

選挙とダルマ

—現代に生きる強請祈願—

田中宣一

(一)

過日（昭和六十一年七月六日）の衆議院議員と参議院議員の同日選挙の結果、自由民主党は今までにない多数の議席を獲得したが、そのことが判明した翌七日午後の記者会見で、自民党を率いる中曾根首相は、開口一番、

と述べた。躍る気持を率直に吐露したものであろうが、それだけに私は、まず最初に「天の声、神の声」が出てきたことにまことに興味をおぼえた。

選挙は、主権の担い手である国民が代表者の選出ということを通して政治参加をする重要な機会であり、投票で最も多数を得た当選者は、そこにまず国民の声を聞くべきなのであるが（中曾根首相も「……神の声といいますか」とぽかしながらつづけて「国民の声をおそれ譲んでいただき」と述べてはいる）、先の記者会見では、まず「天の声、神の声」が口をついて出てきたのである。中曾根首相の個性が強く反映した言い廻しなのであろうが、案外、建前や理屈を抜きにし

いです。（『毎日新聞』東京版8日付朝刊23面）

た場合の多くの立候補者・当選者に共通した心情が、この表出の中にあるのではないかと思つた。

候補者心理を私は勉強していないが、選挙期間中、多くの立候補者が神にも祈り藁にもするような感じで絶叫し手を振る姿は、決してその人の常態ではないだろう。しかしその人にしてみれば、当然のことながら真剣この上もない自らの眞実の姿と声で訴えているのである。たとえ票読みに長けた選挙参謀がいて大丈夫当選間違いなしと読んでくれても、各新聞による正確の託宣が前もつてもたらされたとしても、選挙は憲法や公職選挙法が定めるとおり（憲法一五条四項、公選法五十二条）秘密選挙を原則としているのだから、参謀や新聞が数え込んだ個々人が面従腹背の輩でないか否かを検することはできない仕組みになつてゐる。開票結果が出るまでは、絶対確定なことは何一つ判らないのである。そこで立候補者自身非合理なことは恐らく承知しながらも、全ては人知を超えたもの、すなわち神が判定を下し、その結果は神のみが知るのだという思いにからることは、理解できないことではない。選挙期間中そして開票結果が判明するまでの間は、ほとんど祈る気持でいるのであらう。今回の自民党のように予想以上の大勝

や、敗け戦を覚悟していたのに勝利が確定するなど、思ひもよらない好結果が出た時、つい「天の声、神の声」が口をついて出でてしまうのは、そういう祈る気持が支配しつづけていたからだと思われる。以上は、私が勝手に立候補者・当選者の心理を推測したものではあるが、小論で述べようとする「選挙とダルマ」の関係を考えると、あながち無稽なものとは言えないであろう。

ところで、選挙で当選が確定したり自らの党が勝利したりすると、カメラのフラッシュやテレビのライトを浴びながら、満面に笑みをたたえた当選者がやおら事務所に据えてあつた張り子のダルマに目を入れ、それを見て支持者が一斉に万歳を叫び拍手をするという光景は、現在、当選を伝えるニュースにはなくてはならない一齣になつてゐる。そのダルマには必勝と書かれているものが多く、目には前もつて必ず片目（左右どちらとは決まりがない）だけが入れられてゐるのである。選挙が始まると、党派を問わず地域を問わず、このようなダルマが多く立候補者の選挙事務所奥に据えられ、いわゆる熱い戦いが繰りひろげられるのである。

小論の目的は二つある。一つは、選挙期間中、片目だけ

しか入れてないダルマを事務所に据えておき、当選の暁に初めてもう一方の目を入れて両眼揃つた状態にしてやると、いうことは、民俗学的にみた場合どういう説明が可能であるかを考えることである。先に結論めいたことを少し述べておけば、これは祈願であり、一種の呪術であると考えてよいだろう。現在の公営選挙は議会制民主主義を作動させる最も基本的な制度・行為である。立候補者は自らの政治信条を意を尽して堂々と選挙民に訴えることだけを考えるべきであり、選挙民はその言わんとするところを冷静に判断して選挙権行使すべきなのではあるが、こともあるうに呪的行為に訴えて選挙戦を開催しているのである。見過すこともできる小さな選挙風俗かもしれないが、ここには、建前とは異なる選挙の一侧面が現われているということがでけるであろう。

(二)

二つめの目的は、根強く生きつづける民俗の一例を提示することである。民俗とは伝承的・類型的な行為・観念を指すのであるから、容易に変化してしまうものは、最初から民俗の範疇に入りにくいものである筈ではある。しかし、従来変わりにくくとされていたものでも、最近では外部からの強烈な政治・経済・思想的インパクトによって、

じりじりと変化するものが多くなってきた。成城大学民俗学研究所では、「山村生活五十年——その文化変化の研究」と銘うった研究を三年継続で行ない、現在、全国二十一ヶ所の「山村」について、五十年前と現在との民俗の比較を行なって変化の様相と要因を追求中であるが、私はそれに参加して、五十年間における変化の具体例を数多く知ることができ、その要因について考えることができた。しかしまた、ほとんど変化のみられないもののあつたことも事実である。小論はこのプロジェクトと直接関係はないが、そこで得た問題意識に基づき、現代にも根強く生きつづける俗信について、選挙の際張り子のダルマに点睛するという事例をもとにして述べようとも思うものである。

選挙とダルマとの関係はいつごろからのことで、現在どちらくらい広い範囲で行なわれているのであろうか。

まず範囲についてであるが、国政レベルの選挙の場合には、北海道から沖縄県まで全都道府県においてみられる。立候補者全員が片目のダルマに祈願しているわけではない

と思うが、近年何回かの国政レベルの選挙の開票翌日の各都道府県の代表的的地方新聞に載っている当選者の喜びを伝える写真をつぶさに追ってみて、全国に行きわたっていることが言えるのである。また、自民党、社会党、民社党、共産党、新自由クラブ、社民連など、ほとんど党派にかかわりなく行なわれていることもわかるのである。⁽²⁾

いつごろからのことかについては、確実なことはわからぬ。しかしある程度の推測は可能で、この場合も、新聞の記事と写真が有力な資料となるのである。国政レベルの選挙に限って見ていいこう。

これは案外新しく始まつたことのようで、『朝日新聞』と『毎日新聞』⁽³⁾（以下、『朝日』『毎日』と略す）を見ると、昭和四十年代にはすでに現在と同じ光景が一般化していたが、昭和二十年代にはほとんど見ることができない。

例えば、昭和二十八年四月の第二十六回衆議院議員総選挙（以下、衆院選挙と略す）の時には、振わなかつた改進党について、「伝統の太鼓鳴らさず、『幹事長落つ』に隠せぬ驚き」とのタイトルで、「……気のせいか、当選の朗報のたびに打ち鳴らされる旧憲政会、民政党時代からの由緒ある太鼓は鳴らさず、手持ぶさたの体だった」という党本部

に関する記事を載せるだけで、ダルマには言及せず、その写真もない。一方、自由党については、改進党的勝太鼓の向こうをはつて当選者が決まるたびごとに、景気づけに「祝当選」と書いた日の丸の小旗を立てており、あとで新代議士にこの小旗を贈るのだという旨の記事はあるが、ダルマの写真も記事もない。左派社会党はこの時当選者を増やしたのだが、同党について、「……同党でも書記長の提案により、新品の太鼓を買入れて、ちょっぴり逆コースの響きもするけれども、当選の朗報ごとに打ち鳴らすといふ」とはあるが、ダルマ関連のことは何一つない（以上、『毎日』昭和28年4月20日付朝刊）。今は行なわれていないようだが、当選確実者が出るたびに太鼓を叩いたり、日の丸の小旗を立てたのは興味深いことである。太平洋戦争前には専ら太鼓が叩かれていたことは、新聞の伝える戦前の当選風景からわかるが、戦後もしばらくは、同じことが行なわれていた。このように昭和二十八年当時まだ太鼓は幅を利かせていたが、ダルマは主役になつておらず、選挙事務所のどこの片隅にもダルマは写つっていない。

党本部では右のようであったが、個人ではダルマを用いる人もいた。昭和二十八年四月の第三回参議院議員選挙

(以下、参院選挙と略す)の記事では、日本看護協会をバックに当選した横山フク氏を紹介したあと、「目なしだるまに目を入れる喜びの横山フクさん」(『毎日』昭和28年4月26日付朝刊)として、その写真を掲載している。最初の普通選挙である昭和3年2月の第十六回総選挙以来、国政レベルの選挙では『朝日』『毎日』の全国版を追ってみた限り、この横山フク氏の記事が選挙とダルマに関する最も早いものである(ただし、『東京日々新聞』には後述の松本氏関連のものはある)。

昭和三十年代に入ると、徐々にダルマが一般化していく。昭和三十年二月の第二十七回衆院選挙では、民主党の場合、党本部に両眼とも入ってないダルマが据えられており、その脇で当選の朗報が入るごとに太鼓を叩いている写真がある。しかし記事には、「党本部の壁にはった候補者一覧表に次々に赤インクで当選の二重丸が印されてゆく。千葉県船橋市の選挙区からとんできた川島遊説部長が祝い酒の上にかざった目なしダルマの横にすえた大太鼓をそのたびにドーン、ドーンと景気よく打ち鳴らす」と記されており、ダルマはあるが主役はまだ太鼓のようである。一方、自由党にはダルマも太鼓もない。党本部の人が支持者

から贈られた大猪を囲んで力んでいる写真があるだけで、写っている党本部のどこにもダルマは見当らない(以上『毎日』昭和30年2月28日付朝刊)。続く昭和三十三年五月の第二十八回衆院選挙の場合にはそれらしき写真・記事はないが、昭和三十四年六月の第五回参院選挙では、「全国区最高点で当選してダルマに目を入れる米田正文氏」としてその写真が載り(『毎日』昭和34年6月4日付朝刊)、昭和三十五年十一月の第二十九回衆院選挙では、「はればれとダルマに目玉、自民党大橋副幹事長」として、その写真がある(『毎日』昭和35年11月21日付夕刊)。昭和三十七年七月の第六回参院選挙にいたると、民社党本部にも片目のダルマが据えられているし、自民党の場合にはわざわざ党総裁の池田首相が片目のダルマに目を入れるまでなっているのである(以上、『朝日』昭和37年7月3日付朝刊)。昭和三十八年十一月の第三十回衆院選挙の際の『赤旗』をみると、各地で当選した共産党議員も盛んにダルマに目を入れている。昭和三十年代後半において、ダルマに目を入れることが選挙の当選・勝利風景に欠かせないものになつたと考えてよいだろう。

このように『朝日』『毎日』の記事と写真を追う限り、

国政レベルの選挙で、保守系の党的本部事務所において現在見るようなダルマ関係のことが行なわれるようになつたのは昭和三十年代前半のことで、後半にはすでに定着していたことがわかつた。しかし、何が契機で党本部でこのようなことが始められたのかは、よくわからない。現在の自民党本部に問い合わせてみたが、事情を知る人はいないようである。ただ私は、どこかの地方の支持者が持込んだのがきっかけではないかと思う。当時（今でもそうかもしれないが）、選挙となると、猪突でもとにかく猛進して頑張れという意味からか、先に紹介したように党本部に大猪を持込む支持者がいたり、また、昭和三十年の衆院選挙では「鳩山一郎先生」と墨書きした大杓子が進呈され、これには政権をめしあげるの意が込められているのだと解説されている（『朝日』昭和30年2月28日付朝刊）などさまざまな縁起物が登場している。これらのことを考えると、大ダルマを運び込んだ人がいたとしても不思議ではなく、これがうけて定着したのではないかと思う。

そこで、地方の様子に目を転じてみよう。これも国政選挙にだけ限つてみると、それでも全都道府県の状態を過去に遡つて把握することは、今のところとてもできない。近

代において養蚕を成功させるために縁起物のダルマが盛んに製作され購入されている埼玉・群馬・長野の三県に絞り、『埼玉新聞』（以下、「埼玉」と略す）、『上毛新聞』（以下、「上毛」と略す）、『信濃毎日新聞』（以下、「信毎」と略す）によって可能な限り遡つてみると、これら三県では、中央の党本部でダルマが用いられるよりも相当以前から、片目のダルマに祈つて選挙を戦つてることがわかつた。その最も古い例は、昭和五年二月の第十七回総選挙に長野一区から立候補当選した松本忠雄氏の場合である。単に古いだけでなく、ここには片目のダルマに点睛する本来の意味が遺憾なく表われていると思うので、やや詳しく紹介してみたい。

この松本忠雄氏は昭和三年二月の第十六回総選挙（第一回の普選）で初当選した人で（この時にはダルマは用いていないようである）、今度は二度めの立候補・当選であった。公示後から始まつた立候補者の選挙事務所訪問という『信毎』の連載記事の、松本氏の巻には、片目だけが入り、腹部に「福神」と書かれたダルマが神棚に据えられ、その下に、「当選せざる、眼を入れてやる」と書いた貼紙の下げられており写真が掲載されている。そして、「荒っぽい大願！」の見出いで、「……一隅に神棚を作つてめつちよの

達磨を押し、『当選させろ、目を入れてやる』と貼紙、あらっぱい大願文句もあつたもんだ』という驚きを込めた記事が載せられているのである（『信毎』昭和5年2月5日付夕刊）。結局この選挙区では途中で立候補を辞退する人が出たため松本氏は無投票当選したのであるが、当選決定の際、記者が松本氏に試みた一問一答のあと、記事は「……ここで例の大だるまを抱かせると、こいつ八日堂で二両奮発して買ってきただ物だ。当選さしたから眼を入れてやつた……」と続けられ、両眼の入ったダルマを横にした松本氏の写真が添えられている（『信毎』昭和5年2月21日付夕刊）。因みにこの八日堂というのは、上田市にあつて縁起ダルマ市のたつことで知られた寺である。右の二つの記事はたいへん示唆的である。「福音」に見たてたダルマに片方の目だけ入れ、もう一方の目については「当選せし・・・・・、眼を入れてやる」と居丈高に述べ、点睛を交換条件として提示しながら当選祈願をしているのである。祈願というより、ほとんど強要しているといった方がよいだろう。記者が「荒っぽい大願！」と見出しをつけたのも、むべなるかなである。当選した時にも、「当選さしたから眼を入れてやつた」と述べ、松本氏のダルマへの対応は一貫しているのである。

松本氏が片目ダルマに当選を強要したのは、『信毎』記者が特筆していることからもわかるとおり、当時として極めて珍しいことだった。少なくとも長野県においては松本氏をもって嚆矢とすると思われるが、全国的にみても最も早いものではないだろうか。つづく昭和七年二月の第十八回総選挙の場合も、『信毎』に掲載された多くの選挙事務所風景や当選の写真を見るが、松本氏のを除いて片隅にでもダルマが写っているはないのである。しかし昭和十二年二月の第十九回総選挙、同十二年四月の第二十回総選挙のものになると、他の候補者のものにもぼつぼつ登場し始め、長野県においてダルマに当選祈願をする風が広まつていったことがわかる。

一方、群馬県においてはどうだろうか。『上毛』によれば、第十六回（昭和三年）、第十七回（昭和五年）の総選挙の写真には見当らないが、第十九回総選挙（昭和七年）にいたつて登場する。選挙に勝つた群馬県政友会では支部にて「大達磨開眼式」をしたとして、もう一方の目を入れている写真が掲載されている。この時群馬県では政友会が六（民政党は三）の議席を獲得して解散前の民政党との議席数を逆転したのだが、興味深いことは、この「大達磨開眼

式」の模様が「先づ達磨の開眼が行われつづいて願かけの五名を得た時は眼を入れ、六名の場合は開眼してお神酒を供え、七名の時は開眼してお堂を建てる」と云う約束に従つて、お神酒を供えてから中島支部長の激励演説あり「云々」と記されていることである。目を入れてやろうという約束だけでなく、六名、七名の当選に向けて神酒・堂建立という人參をぶら下げるダルマを鞭打つたといつてもよいだろう。これ以後『上毛』には、選舉の際ダルマが頻繁に登場するようになるのである。

埼玉県はどうだろうか。『埼玉』は昭和十九年創刊であるため、戦前の事情についてはわからない。昭和三十年三月の第二十七回衆院選挙において初めてダルマの写真が登場するのであるから、早いとは言えないだろう。選挙という国民注視の政治的イベントにおいて、当選者がダルマに目を入れる図は、なかなか絵になるものである。新聞がこれを見逃すはずはないだろう。新聞の記事や掲載写真が全ての事実を語るとはもちろん思わないが、このような絵になるニュースは行なわれれば恐らく掲載されるだろうから、掲載されていないことは、その事実がなかつたのだと考えてもらいたいした間違いではないと思

う。ゆえに、以上縷々述べたことから、長野・群馬両県においては、選挙にダルマを用いる今日の風が昭和初期に起り、十年代になって広く定着したのだと考えられる。そして、長野・群馬の影響か否かは別にして、とにかくそれは、昭和三十年代に入つて参院の全国区で当選した人や党本部でも行なうようになって全国紙にも取りあげられ、短期間に全国的規模で広がり一般化したのだと、言うことができる。右のようには述べても、その発生地が長野県や群馬県で、発生時期を昭和初期だと確定することはできない。なぜならば、調べたのはダルマの大量生産地だとはいえない。埼玉・群馬・長野の三県だけであるし、扱ったのも国政レベルの選挙に限られているからである。決定的なことを述べるには、右の三県以外の地における可能性や、新聞記者も知らないような形でのどこかの地方議員の選挙で行われていた可能性も考慮に入れなければならない。小論の目的は発生地や発生時期を追求することにはないので、ここでは一応の目安を示すにとどめておきたい。

それにも『信毎』に載つた松本氏の、「当選させろ、眼を入れてやる」といって「福神」にみたてたダルマに交換条件をつきつけて強要する態度、『上毛』に載つた、

人参をぶら下げる鞭打つような形でのダルマに対する祈願の態度は、やや形式化した現在のダルマ点睛に比してはるかに迫力あるものであり、選舉にダルマを用いる原点を示しているのではないだろうか。なお、期せずしてほとんど同じ時期に、隣合う二つの養蚕県において選舉戦にダルマが登場したことには何か隠れた理由があるのかもしれないが、『信毎』『上毛』の記事からだけでは、影響関係を知ることはできない。

それでは、ダルマはわが民間信仰の中でいかなる役割を果たしているのだろうか。ひとまず選舉からは離れて、考えてみたい。

(三)

ダルマは達磨、達摩とも書かれ、禪宗の初祖とされている。この人が初祖となつた理由やダルマの思想については、禪宗史・禪学的立場から多くの研究がなされている。⁽⁶⁾しかし一般の日本人がダルマを身近なものに考えるのは、右のダルマの思想を理解したからではないだろう。少林寺での面壁九年の逸話から超俗の高僧とは思いながら

も、それゆえになつたと聞かされる手足のない掛軸の絵であり、そこに描かれている厳しいがどことなく暖かみと愛嬌のある風貌によつてである。また、七転八起としてその不撓不屈ぶりを称讃される起上小法師的玩具によつてであり、年末・年始の市に並べられる縁起物としての福ダルマによつてであろう。

ダルマは幸いをもたらしてくれるという貴い神・太子、具体的には聖德太子の伝説と結びついて福ダルマとして一般化したともいうが、民間信仰の中では、その張り子の像が、起き上がる、色が赤い、目が入っていない等、高僧達磨大師とは何らの関係もない理由によつて、一定の地位を占めているかに思われる。張り子のダルマ像が持つこれらの属性は、なぜ喜ばれるのであらうか。

まず、起き上がるというのは、中国の不倒翁の影響を受けて室町時代にわが国で起上小法師の玩具が製作され、江戸時代になってそれにダルマを応用するにいたつて、ダルマの一属性であるかのごとく思われるようになつた。ダルマが起上小法師に応用されるにあたつては、心を臍下丹田に安んじ身体の重心を底部に置いている達磨大師の姿、および真面目くさったその容貌が半転させて起き上がる時に

は逆に滑稽味を湧き出させる等々の理由からだとされてい
る。⁽⁸⁾一旦応用されると、それまでのお多福、福神、七福神
などを押しのけて、ダルマが起上小法師として適材適所を
占めたのだろうという。⁽⁹⁾この結果、七転八起して結局は起
き上がる不撓不屈の象徴としてのダルマが誕生したのであ
る。現在、糺余曲折はあっても結局は商売が繁昌するよう
に、また困難を乗り越えて結局は当選するようにとの意も
込めて、福ダルマを購つて飾り祈るのは、このようなダル
マにあやかろうとしてである。さらに現在、養蚕地帯でダ
ルマがたいへんもてはやされているのは、起き上がるとい
うのが、蚕のアガリ（上蔟）に通じるからだとされている。⁽¹⁰⁾

色が赤いというのはどうであろうか。赤色に魔除けの呪

力があるとするのは一般である。特にかつて最大の疾病で
あつた疱瘡に対して赤色が偉大な力を發揮すると考えられ
ていたことは、諸種の疫病除け・疫病送りの呪術をみれば
よくわかるであろう。ところで、ダルマと赤とのかかわり
は、ある程度古いものらしい。ダルマの法衣が朱色に描か
れたのはすでに中国の宋代のことと、わが国で盛んに水墨
画のダルマが描かれた室町時代にも、無着色の場合以外は
淡彩にも赤を用いるのが一般だったという。ために疱瘡除

けにダルマが重用され、江戸時代には疱瘡患者の家へ見舞
品としてダルマを持参する風が生じたといい、次第に身近
かなものとなつていった。ただ、木戸忠太郎氏は、「赤い
色と云うことの外に、軽いこと、転がしても直ぐ起上るこ
と、眼が大きくて明らかだと云うことなどが疱瘡に対する
縁起物としての要素になつたからである。即ち軽いのは病
が軽くて済むことに当り、ねてもすぐ起上るのは病は必ず
ぐ治ること、疱瘡の山をあげる上り方がよければ内行せず
重くならぬこと、また眼の明らかなのは疱瘡が眼に入るこ
とが最恐れられたもので、これも縁起がよいことになる」⁽¹¹⁾
と述べておられるが、これも見逃すことのできないことで
ある。

次に、目が入つていないことについて考えてみよう。目
がないといつても目蓋がないのではなく、眼睛がないとい
うことで、白眼もしくは白目ダルマとも呼ばれている。ダ
ルマには面壁九年の際睡魔を断とうとして自らの目蓋を切
り取つたという伝説があるが、それと張り子の起上ダルマ
が白目であるのとは、直接関係はないらしい。起上ダルマ
は最初は両眼ありで登場した。しかし、玩具から疱瘡の呪
具に多用されるにおよび、目無しのものになつたという。

疱瘡が目に入るのを嫌つて両眼が少しでもよく画けているものが好まれるようになつたが、手書きで大量生産する場合にはどうしても買ひ手からみて不満足な目の形のものもできて、売れ残ることが多くなつた。そこで考慮の末、目無しのまま並べておいて売買の時に客の好み通りに点睛して渡すか、客自身が入れるようにしたのだといい、江戸時代文化初年頃からの考案かという。

目のないダルマは関東地方に多いが、その祀り方には、次の三つがある。⁽¹⁵⁾ 第一は、両眼白目のまま神棚に上げ、家に吉事のあるごとに灯明をつけたり室内で祝宴をあげたりしてから点睛するというもの、第二は、とりあえず一眼だけ入れて神棚に上げ、吉事ある時他の一眼をも入れるというもの、第三は、右の二法を兼用することである。現在は第二の方法が最も多いが、昭和初期の段階すでにその傾向が認められた。⁽¹⁶⁾

目無し（白目）の福ダルマは年の暮や初春の市で買ひ求められることが多い。代表的なものは群馬県高崎市の少林山達磨寺の一月七日の初市、東京都調布市の大深寺の三月三日・四日のダルマ市などであるが、大小実に多くの市が各地には存在する。養蚕地帯には先の少林山達磨寺のもの

を初め特に多く、繭の豊作を祈願して買ひ求められるものが圧倒的多数を占めている。そのほとんどは目のない白目ダルマで、市で買ひ求めたあとこれらには一眼だけ点じ、それぞの祈願を籠めて神棚に祀られる。そして年末には祈願叶つたとして両眼揃つたダルマにし、道祖神などに納めたあと、小正月の火祭りにオタキ上げすることが多い。あるいは一年ごとのオタキ上げはなく、小さいダルマから毎年順々に大きなものに買ひ進み、最近のを除いて二年以上たつたものには両眼とも入れてずらりと神棚に並祀する例もある。しかし、祈願の対象はあくまでも最新のまだ片目るものに對してである。とにかく両眼の入つてしまつたダルマはお役ご免なのであって、白目ダルマを買ひ求める人々にとつては、片目のままにして祈願するのが目的なのである。⁽¹⁷⁾

このようにダルマは、高僧達磨大師の思想とは直接関係のないところで、いろいろな場面に用いられている。このうち選挙において用いられたのは、それが目無し（白目）だったからであろう。確かに七転八起で最後には起き上がるという特徴も見逃せない。しかしそれが最大の理由なら、最初から両眼揃つた起き上がりダルマを据えて、祈願す

ばよいであろうのに、実際にはそうなっていないのである。選挙に用いる場合、片目だけは祈願主の手で入れることができる、もう一方の目は白いまま放置しておくことが可能な状態、すなわち目無し（白目）のダルマが最も好都合で、それゆえに用いられたのである。

ではそれを買い求めて、わざわざ片目だけにしておくのは、なぜであろうか。

(四)

片目というのには、いうなれば中途半端で不完全な姿である。ダルマとて完全な姿を欲するであろうことは、それに祈願する人誰でも思うことであろうことは、それに加えてやれないのか。労を惜しんでいるのだろうか。もちろん、この場合、そうではない。ダルマが完全な姿を求めるであろうと誰でも思うからこそ、わざわざ片目のままにしておくのである、と私は思う。

われわれの祈願の仕方には二通りある。一つは神仏に心から祈ることで、多くの祈願はこれである。たとい願いが叶わなくても、それはわが身の願い方が不足していたから

だ、不徳のいたすところだと考えて、神仏を責めない。禊をしていつそ心身を清めたり、供饌や饗應をしたり、穀断ち・茶断ち何でもし、わが身を痛めつけてでも願いの真剣なることを照覧あれかしとして、ひたすら祈願するものである。もう一つは、神仏の胸ぐらをつかまえるようにして願意を伝え、叶わせんばこの手離さずとの体で、成就させよと迫る祈願である。ひたすらなる祈願とはおよそ異なるものであるが、実はこういう祈願も決して少なくはないのである。これらは強請祈願と呼ばれている。そのいくつかについて、みてみよう。

代表表格は、いわゆるしばられ地蔵である。地蔵を荒縄でしばって願意を伝え、自由になりなければわが願い叶わせ給えというものである。高谷重夫氏はこの事例を多數紹介しておられるが⁽²⁰⁾、よく行なわれたのは雨乞いの時である。それによれば、京都府愛宕郡一乗寺村（現京都市左京区）では大正十一年の旱魃に郡から三十六人の代表が比叡山の四明岳の頂上の雨乞地蔵を荒縄でしばりつけ、「雨降らせば解きます」と口々に唱え、大火を焚いて雨を乞うた。この雨乞いは明治九年・三十五年と大正二年にも行なわれたが、いずれも効験があったという（中山太郎『日本民俗学辞典』

『朝日新聞』記事大正11年6月25日)。また、長野県小県郡塙

田村(現上田市)の縄目地蔵は、荒縄でしばり降雨があると解いた(『土の錦』十六号)。雨乞いの時だけなく、東京都文京区茗荷谷の林泉寺門外にあつた地蔵は、祈願者が荒縄でしばり、願が叶えば解いたし(『十方菴遊歴雜記』)、墨田区の本所中之郷八軒町南蔵院のは盜難に遭つた者がしばり、十七日のうちに願成就せしめ給えと祈つて満願の時に縛を解いた(『願掛重宝記』)。品川区南馬場願行寺の地蔵は願いごとのある者が毎日来て、上から上へとしばる。それを一年に一度、十夜の晩に寺の住職がすっかりほどくが、次の日からまたしばり始めるという(同上書)。また、福島県相馬郡大野村萱倉(現相馬市)と新潟県西頸城郡能生町柵口の地蔵は、風邪の時縄でゆわえ、治ると解いたし(『総合日本民俗語彙』)、三重県志摩のハシリガネという遊女たちは、馴染の船をなるだけ出帆させないように、地蔵くくりといって石地蔵を紐で縛つて願掛けしたという(岩田準一『志摩のはしおがね』)。高谷氏が諸種の資料集から収集された以上の例により、地蔵を縛りあげて責めたて、苦痛からの解放と引換えに、地蔵に対して願いを聞き届けさせようとする祈願法が、わが国に広く行なわれていたことがわかる

るのである。

同種の願は地蔵以外に対しても行なわれ、滋賀県の山間部では、おこりという風土病が流行して人々を大いに悩ませた時、それを治すためにミョウガの茎と茎とをくくつておいて、おこりを落としたら解いてやるぞといつて、治病を強請したという。また、ミョウガの葉やオモトの根に針を刺しておいて、治してくれたらこの針を抜いてやると脅したり、眼病で苦しむ病人がいると、二十個の貝殻をサンショウの木に縛りつけて、治してくれれば解いてやるとの言葉を投げつけることもあるという。祈願の対象をわざわざ不自由なつらい境遇に追い込んだうえで、自由にさせてやる交換条件として、願意の受容を迫つてゐるのである。

多くの人々が子供の頃に作つて祈願した思い出を持ち、現在でも根強い人気のあるてるてる坊主も、同じものではないだろうか。童謡の「てるてる坊主」の歌詞は次のようになつてゐる。

てるてる坊主 てる坊主
あした天気に しておくれ
いつかの夢の 空のように

晴れたら 金の鉈あげよ

てるてる坊主に強請する日乞いの民俗を背景にして生み出された童謡ではないかと思うのである。

てるてる坊主 てる坊主

あした天氣に しておくれ

私の願いを 聞いたなら

あまいお酒を たんと飲ましょ

てるてる坊主 てる坊主

あした天氣に しておくれ

それでも曇つて 泣いてたら

そなたの首を チヨンと切るぞ

こう迫られると、てるてる坊主とて首をチヨン切られてはたまらない。金の鉈や甘いお酒をたんと欲しいから、晴れさせてくれるであろうというものである。もつともこれは個人の創作になるもので、浅原鏡村（浅原六朗）が大正十年に『少女の友』六月号に発表した詩である。しかし、浅原鏡村は信州北安曇郡の生まれで、この地方には、雨の降る日にてるてる坊主を作つて叩くと雨が霧れるという俗信がある。⁽²³⁾ したがつて純粹な創作というよりも、その地の

狩人も同種の祈願法を用いている。『後狩詞記』には、「山狹には海オコゼ（という魚）を祭るを効驗多しと云う。祭るには非ず責むるなり。其方法はオコゼを一枚の白紙に包み、告げて曰く。オコゼ殿、オコゼ殿、近々に我に一頭の猪を獲させたまえ。さすれば紙を解き開きて世の明りを見せ参らせんと。次で幸にして一頭を獲たるときは。又告げて曰く。御蔭を以て大猪を獲たり。此上猶一頭を獲させたまえ。さすれば愈世の明りを見せ申さんとて、更に又一枚の白紙を以て堅く之を包み。其上に小捻を以て括るなり」⁽²⁴⁾。かなりひどいやり方ではあるが、かつては九州の山中でよく行なわれていた。もちろん、右のような騙し気味でないものもある。大分県日田郡中津江村のある獵師によれば、獲物がどうしても見つからない時には、獵祭りといつて山の神に神酒を供えるほか、オコゼを得て、猪を十頭獲りたければそれを十枚の紙に包み、「シシを獲らせてくれば、この紙を皆剥いでほかいまつる」と唱えて祈り、一頭獲ることに紙を一枚剥いでいき、最後に望みの頭数を得たら、紙と包まれていたオコゼとと一緒に山の神に供え

るのだ。⁽²⁵⁾ 要するに、オコゼに豊獣を乞うにあたってオコゼを紙に包み、この束縛からの解放を欲するならば、
当方の猪獣の願いをまず叶えよ、というのである。

年中行事の中でも強請祈願が行なわれる。小正月に二人

で庭に出て柿など実の成る木に鉋で傷をつけ、一人が今年

は実を成らせるか否かと木を責め、柿の木などの役になつたもう一人が「成ります、成ります」と返答すると、傷をつけた部分に小豆粥をぬりつけるという成り木責めの呪術はその一種であろう。激しく責めるものではなく、じらし氣味にするものもある。関東地方の農村には、一月二十日（この日エビスは働きに出るという）のエビス講の時には粗末なものを少量しか供えずにおいて、十月二十日（エビスが働いて戻る日という）のエビス講には多くの馳走をするといふ所が多い。働きに出るエビスに対し、よく稼いでくれれば十月にはこんなに振舞つてやると知らせるためだとう。人々の願いどおり、盛大なる振舞いを期待してエビスは懸命に働くであろうとの呪術である。

その他、眼のものもらいのできた時に、水神に治癒を祈願する例がある。その場合、眼を笊などで半分隠して井戸を覗き込み、治してくれれば全部見せますといつたり、井

戸に小豆を数粒落とし、ものもらいが治つたらたくさんあげますなどというのも、恐らく同種のものであろう。

（五）

このように事例を列挙してみると、ダルマに片目しか入れずわざと不自由不完全な身のままにして諸種の祈願をなす意味が、自ずと理解できるであろう。現在の立候補者が片目のダルマに当選を祈願する場合、初期の松本忠雄氏が「当選させろ、眼を入れてやる」としたような強要の意識がどこまであるかはわからないが、とにかく片目のダルマに当選を祈願し叶えれば点睛するというのは、以上述べたことから、わが国に伝統的に存在する強請祈願という呪術の一種であることは明白である。そして選挙とダルマとの関係そのものは昭和初期ぐらいまでしか溯ることができないとしても、片目のダルマに当選祈願をするという新たな衣裳に包まれたその中身は、しばられ地蔵等にみられた古くからの常民の心意そのままである。

初めにも触れたとおり、選挙は、選挙民にとっては政治参加の重要な機会であり、その結果は立候補者に民意の奈

辺にあるかを伺わせるものである。しかし同時に、立候補者にとっては、当選か否か肝腎なことが最後までわからぬ以上、また、自分に一票を投じてくれるのは誰か絶対確実なことは結局わからない以上、神に当選を乞い、神意にすがる何らかの方策を講じようという誘惑に駆られるものでもあろう。強請祈願という俗信が生きづける素地は十分にあつたのである。

註

- (1) 『山村生活五十年——その文化変化の研究』(成城大学民俗学研究所紀要10、昭和61年3月)として、すでにその初年度七ヶ所の研究結果報告が出されている。
- (2) 公明党の場合は、やや事情が異なるようである。
- (3) いざれも東京版による。『毎日新聞』の前身『東京日々新聞』にも目を通した。なおこれらの作業には小林稔氏の協力を得た。記して感謝の意を表します。
- (4) 現在自民党では、選挙になると高崎の少林山達磨寺から目なしの大ダルマを求めて片目のみにして選挙を闇い、勝つと両眼とも揃つた状態にし、いくらかの礼金を包んで再び少林山達磨寺に返して供養を依頼しているという。なお、昭和五十八年十二月の衆院選挙では、自民党は衆院の

過半数を割り、敗北を認めざるをえなかつた。その時、『朝日』(昭和58年12月19日付夕刊)には、「とうとう両目をあけられなかつた自民党開票速報本部のダルマ」としてその写真が掲載されている。こういう場合、このダルマの運命はどうなるのか。どうも片目のままで、物置かどこかに放置されたままになつたらしいのである。

- (5) なお、近藤正照氏によると、昭和三年二月の第十六回総選挙の際、群馬県の高崎ダルマ製造業者は、起上がりダルマを普選の神様と名づけて、その年の一月九日の前橋の初市で売つた。これを祀れば当選請合とばかりに勇ましい掛け声で呼びかけたところ、田舎の運動員たちが喜んで買つていったといふ。これが事実とすれば、長野県の松本忠雄氏のよりも早いが、運動員たちがどのようにしてこれに祈願したかは、わからない。また、昭和五年二月の第十七回総選挙では、東京五区で最高点当選者となつた斯波貞吉氏の事務所で、川本事務長が岩襷製の大ダルマに「ヤレヤレ、お芽出とう、サア眼を開かせ申します」とばかりに、墨をふくんだ太筆で目を書きあげたと、同月二十一日の『東京日日新聞』に載つているといふ(以上、近藤正照『開運だるまの生涯』誠文堂新光社、昭和61年2月、一三三ページより)。となれば、長野県の松本忠雄氏が片目のダル

マに祈願したのと同じ選挙に、すでに東京でも似たような

ことが行なわれたことになる。しかし、私は同新聞の同日附において確認することができなかつた。

(6) 専門的な研究は数多いが、私が今回参考にしたのはそのうちの一つ、柳田聖山『ダルマ（人類の知的遺産16）』（講

談社、昭和56年9月）である。なお同書には、「現在、禅宗史の専門家は、その原語を Dharma にもとめ、ダルマと呼ぶのが一般である。いってみれば、ダルマは歴史の人

物としてのダルマで、あるいは達摩と書くのが正しく、それが禪宗の初祖として神格化され、達磨となる」（一〇ページ）とい、この三種の表記を区別して用いる旨を述べてあるが、小論においてダルマに統一したのは、それとは全く関係がない。一般に用いられる達磨と達摩のどちらにしようか迷ったあげく、それならば片仮名で記そうと決めただけで、民間信仰の小道具あるいは玩具としては、この表記でよいと思つてゐる。

(7) これについては、注(4)柳田聖山『ダルマ』にも触れられているが、柳田國男・木戸忠太郎らも述べている。すな

わち、「推古紀」（『日本書紀』）にある話で、片岡山のほどりで聖德太子が衣服を脱いで覆つた飢者が、後世実はダルマらしいとされたもの。ここから両者が結びつく考え方生

まれたという。

(8) 木戸忠太郎『達磨と其諸相』（丙午出版社、昭和7年11月）、三八二ページ。この書はダルマを実にあらゆる方面から説いた書で、小論においても大いに参考にした。

(9) 註(8)に同じ。

(10) 三田村佳子「武州ダルマの技術伝承——その系譜と様式を中心として」『研究紀要』（埼玉県立民俗文化センター）創刊号、昭和59年7月。

(11) 註(8)、三八三ページ。

(12) 註(8)、五三〇～五三五ページ。

(13) 註(8)、五三二ページ。

(14) 註(8)、五五四ページ。

(15) 註(8)、三九四ページ。

(16) 註(8)、五五四ページ。

(17) 註(8)、五五五ページ。

(18) 関東地方の養蚕農家だけでなく、静岡県の商家でも片目ダルマに祈願し、吉事のあつた際にもう一方に点睛する風

が、すでに明治時代にあつた。木戸忠太郎氏は小泉八雲が『日本雑記』に収録した「乙吉のだるま」のいきいきした文章を引用して、焼津の着屋でそのことの行われたことを述べている（註(8)の木戸氏著、五五五～五六六ページ）。

「乙吉のだるま」については『全訳小泉八雲作品集、第九卷』(恒文社、昭和39年12月)を参照。なお、この時小泉八雲が見たと思われるダルマは現在でも保存されているようである。これについては、小泉凡氏の教示を得た。

(19) 井之口章次『日本の俗信』、弘文堂、昭和50年5月、八〇ページ。

(20) 高谷重夫『雨乞習俗の研究』、法政大学出版局、昭和57年3月、一八一～二八四ページ。

(21) 桜井徳太郎『民間信仰と現代社会（日本人の行動と思想9）』、評論社、昭和55年11月、一九六～一九七ページ。

(22) 与田準一編『日本童謡集』(岩波文庫)。

(23) 信濃教育会北安曇部会編『北安曇郡郷土誌稿 第四輯（俗信俚諺篇）』郷土研究社、昭和7年9月、一九二ページ。なお、これは倉石忠彦氏のご教示による。

(24) 柳田国男『後狩詞記』(『定本柳田国男集』27)、一一〇ページ。

一ジ。

(25) 千葉徳爾『狩獵伝承研究』、風間書房、昭和44年11月、二二九ページ。

(26) すでに木戸忠太郎氏もこの意味を理解していたようで、静岡県の島田あたりの、「(ダルマに)点睛してあるのを故意に消抹して盲となし、金儲けさせなければ此目を元通り

にして上げぬと威嚇する」例などに、注目している(註(8)の書、五五七ページ)。